

Client Alert

16 March 2026

米国最高裁、「被告の利益」の射程を画す 2025年 Dewberry 事件最高裁判決

DEWBERRY GROUP, INC., FKA DEWBERRY CAPITAL CORP.
v. DEWBERRY ENGINEERS INC. (米国最高裁 23-900, 2025)

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

不動産開発分野で同一名称「Dewberry」を巡って続いた長い争いが、2025年、米国連邦最高裁の判断で終結した。本判決は、商標権侵害における「被告の利益」とは何を指すのかという基準を示し、企業グループをまたぐ利得算定の限界を画した点で、重要な転換点となったと評価できる。以下、本事実案について詳述する。

1. 事件の全体像：同一名「Dewberry」を巡る長期紛争

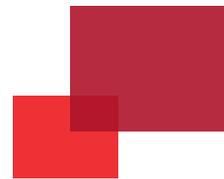
本件は、不動産開発分野で「Dewberry」名を用いる二社（原告 Dewberry Engineers／被告 Dewberry Group）の長年にわたる紛争を起点とする。2007年の機密和解契約（Confidential Settlement Agreement、以下「CSA」）により一旦は沈静化したものの、被告側が2017年以降に「Dewberry Group」、「Studio Dewberry」等新たなブランド名を用いてリブランディングを進めたことで対立が再燃した。The United States Patent and Trademark Office（USPTO）は、相次いで「混同のおそれ」を理由に被告側の出願を拒絶し、原告はCSA違反及びLanham Actに基づく商標侵害を主張して提訴した。

本件の背景には企業構造上の特徴があった。被告 Dewberry Group は主としてグループ内関連会社向けに内部サービスを提供しており、被告単体では毎年赤字を計上していた一方、関連会社は大きな利益を上げていた。被告と関連会社はいずれも同一オーナーにより支配され、被告の赤字は長年にわたり巨額のオーナー資金によって補填されていた。このような構造の下で、侵害によって得られたとされる「利益」をどの主体に帰属させるべきかが重要な争点となった。

ヴァージニア東部連邦地方裁判所（E.D. Va.）は、契約違反と商標侵害の成立を認定し、CSAの許容範囲を除く「Dewberry」名の使用を禁じる恒久的差止命令を発するとともに、約4,300万ドルの利益吐出（disgorgement）及び例外的事案としての弁護士費用の負担を命じた。第四巡回区もこれを概ね支持し、被告と関連会社群を「単一企業体」とみなして関連会社の利益を合算し、「被告の利益」として扱う判断を示し、企業形式が侵害行為の財務責任から逃げることを許さないという衡平（エクイティ）の観点を重視した。

もっとも、この判断こそが、

- (1) Lanham Act §1117(a)の「被告の利益」に関連会社の利益を含められるのか
- (2) 企業分離の原則を超えて「単一企業体」扱いが許されるのか
- (3) オーナーの資金注入や内部価格設定といった経済実態を利益吐出額算定でどこまで考慮できるのか



といった、本件で連邦裁判所が最終的に判断を迫られる核心的論点につながる事となった。

2. 最高裁判決の結論：「被告の利益」＝訴訟上の被告その者の利益

最高裁は全会一致で、第四巡回区の判断を破棄し、差戻しとした。最高裁の判断は、以下の通りである。

Lanham Act §1117(a)にいう「被告の利益」は、あくまで訴訟上の「被告（defendant）」自身に帰属する利益に限られる。別法人たる関連会社（非当事者）の利益を足すことはできない。

「被告」という用語について特段の定義がない以上、訴状で救済請求の相手方とされた当事者（本件では Dewberry Group）の意味にとどまる。また、企業分離の原則（corporate separateness）は米国会社法の「基本原理」であり（Alliance for Open Society, 591 U.S. 430, 435）、同一オーナー配下の関連会社であっても別人格である。ベールピアシングの法理（veil piercing）¹は例外的救済であるが、本件において原告はその主張・立証を選択していないことから、関連会社の利益＝「被告の利益」化は許されないという帰結となる。

この結果、地裁・第四巡回区控訴裁判所が採った、「経済的実態」からの「単一企業体」取扱いに基づく約 4,300 万ドルの吐出額は、Lanham Act の文言と会社法原則に反すると判断された。

3. 原告側の「ジャストサム条項」論（§1117(a)後段）と最高裁の応答

原告は上告審で、「Lanham Act §1117(a)後段」のいわゆる「ジャストサム条項」（profits に基づく回復が不十分／過大な場合に、衡平の原則に基づき裁判所の裁量で「正当な金額」を命じ得る）に依拠して、関連会社の利益は「被告の真の利得」を測る証拠として参酌可能だと主張した。

しかし最高裁は、地裁も第四巡回区控訴裁判所も、この条項に依拠していない（「二段階評価」をしていない）こと、実際には被告と関連会社を「単一企業体」として一括合算しており、会社法上の分離原則を考慮していないことを指摘し、本件の 4,300 万ドルはジャストサム条項の適用結果ではないと判断した。

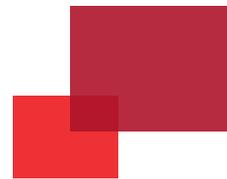
もっとも、最高裁はジャストサム条項の活用可能性の当否・射程については判断を留保し、差戻し後に下級審が適切な法枠組みの下で検討する余地を残した。

4. Sotomayor 判事の補足意見

Sotomayor 判事は全会一致意見に全面同調しつつも、「企業分離（corporate separateness）の尊重」は「経済的実態」を無視せよという意味ではないことを強調した。判事の実務的示唆は次のとおりである。

低廉な関連当事者間料金（non-arm's-length）により、被告の収益が関連会社に「事前割り当て」されているような場合、独立当事者間価格（arm's-length）であれば被告が得たであろう利潤を推計するため、関連会社の利益水

¹ ベールピアシングの法理：会社の法人格が濫用される等、形式的な独立性を認めると不公正となる場合に、裁判所が会社とその背後の株主等を同一視し、株主に会社の責任を負わせる法理（法人格否認の法理）。



準を「証拠」として参酌し得る。ただし帰結として吐出できるのは「被告の利益」に限られる点は維持される。

共通オーナーからの資金注入 (cash infusions) が、低廉料金で提供した侵害サービスの対価の埋め合わせとなっている場合、被告の実質的利得 (独立当事者間で得られたはずの利益) の推計に資する。税法上の「所得の事前割当 (anticipatory assignment)」否認理論 (Banks, Sunnen, Lucas v. Earl) に通ずる視点である。

要するに、Sotomayor 判事の同意意見は、関連会社の利益を「被告の利益」として「直接吐出」させることはできないが、被告の真の利得を把握するための証拠素材として、関連会社側の収益や資金移動を参酌する余地はある、という解決策を示したものと評価できる。同意意見の後段で Sotomayor 判事が強調する以下の点が、米国法の特徴 (特にエクイティ的救済の特徴) を的確に表しており、非常に興味深い。

『企業分離の原則 (corporate separateness) があるからといって、裁判所が「被告の利益」を算定する際に実際の経済的実態に目を瞑らなければならない、ということにはならないということである。そもそも Lanham Act 自体が、かかる利益計算を「衡平の原則に従って」行うよう裁判所に指示している (15 U.S.C. §1117(a))。衡平法 (エクイティ) の原則は当然ながら、企業が創意的な会計操作によって不正行為の責任を回避することは許されないという考え方を支えるものである。衡平法 (エクイティ) は「形式ではなく実質を見る」のであり (Pomeroy, Equity Jurisprudence §378 (5th ed. 1941))、また、「加害者が自らの不法行為によって利益を得るべきではない」と要求する (Liu v. SEC, 591 U.S. 71, 80 (2020))。加えて、議会は Lanham Act を制定する際、「商標が全国的に可能な限り最大の保護を受けられるようにする」ことを目的とした (Park 'N Fly, Inc. v. Dollar Park & Fly, Inc., 469 U.S. 189, 193 (1985))。その制度において、利益吐出 (disgorgement) は重要な役割を果たしており、法文自体が議会在が安易な責任回避を容認していないことを示している。』

5. 差戻し後に残された論点

最高裁は以下の論点を未解決のまま差戻した。今後の下級審判断や他事件での展開が注目される。

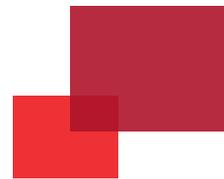
- ジャストサム条項 (§1117(a)後段) の運用範囲

「被告の利益」算定後の「第二段階」での調整において、関連会社の利益を「証拠」としてどの程度参酌できるか。

- 会計・税務記録の「外形」を超えて「真の利得」を測る可否

ジャストサム条項に直接依拠せずとも、被告の帳簿の後ろにある経済実態 (関連会社内の低廉料金設定、関連会社間の損益付替、グループ会社オーナーによる資金注入) を踏まえて、「被告の利益」を再構成し得るか。

- ベールピアシング法理 (veil piercing) の適用可否



本件では原告が主張しなかったが、企業形式の濫用や詐欺的構成があれば、関連会社利益への直接アクセスが可能となる余地がある。本件の事例で適用しうるか。

6. 結語：文言の原則と衡平のダイナミズム

最高裁は、Lanham Act の文言（「被告の利益」）と会社法の原則（企業分離）に忠実であるべきことを確認しつつ、衡平（equity）が「実質に目を向けよ」と要請する余地も示した。関連会社の利益をそのまま足すことは許されない。しかし、被告の真の利得を測るために、関連会社側の数字・資金の流れを証拠として用い、独立当事者間で得たであろう利得を推計することは、なお理論上・実務上の射程として残る。